

## 「くまもとフリーWi-Fi」整備事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 県は、観光客等が災害時における情報収集等のための安定した通信環境の確保を図るため、観光客等が利用する施設、交通拠点及び交通機関における熊本県無料公衆無線LAN「くまもとフリーWi-Fi」の整備の支援を目的に、予算の範囲内で「くまもとフリーWi-Fi」整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

### (定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「観光客等」とは、観光等の目的で熊本県内各地を訪問する者をいう。
- (2)「観光客等が利用する施設」とは、見物、鑑賞、温泉・保養、娯楽、スポーツ、買物、休憩、宿泊、見学、体験等の観光目的で観光客等が利用する施設、又はそれらに該当する複数の施設の集合体（商店街等）をいう。
- (3)「交通拠点」とは、熊本県内の駅、バスターミナル、港、空港の施設をいう。
- (4)「交通機関」とは、鉄道、バス及び旅客船の公共交通機関の車両等をいう。
- (5)「くまもとフリーWi-Fi」とは、「くまもとフリーWi-Fi」設置規約（以下「設置規約」という。）に基づき設置されるものをいう。
- (6)「民間事業者」とは、公共団体に属さない法人・団体等の事業者をいう。

### (補助対象事業実施者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、観光客等の利用実績があり、かつ、「くまもとフリーWi-Fi」の整備促進に取り組む民間事業者とする。

2 前項の民間事業者については、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

### (補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、熊本県内に所在し、観光客等が利用する施設、交通拠点及び熊本県内を運行する交通機関のうち事業実施者が所有又は運営する施設等（以下「補助対象施設等」という。）とする。ただし、公共団体が所有する施設等及び設置規約8に掲げる施設等を除く。

2 前項のうち、観光客等が利用する施設は、災害時に観光客等の避難を受け入れる意思があり、かつ、収容台数10台以上の駐車場等を有するものとする。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のい

ずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業実施者が、観光客等の災害時の情報収集等のための通信環境の確保を目的として、補助対象施設等において行う「くまもとフリーWi-Fi」整備の取組みであること。
- (2) 国、県又は市町村からの補助金等の交付を受けない事業であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置規約3に掲げる設置箇所において、「くまもとフリーWi-Fi」を提供するために必要な次の経費とする。

- (1) 「くまもとフリーWi-Fi」用無線LAN機器（アクセスポイント）等の機器購入費用
- (2) N T T B P簡易AP方式サービス利用料（初回購入時支払分のみ）
- (3) 機器の設置、設定費用
- (4) 配線、電源工事費用
- (5) その他必要と認められる経費

2 次に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) インターネット回線に係る契約、機器購入、工事、保守等の費用一切
- (2) 「くまもとフリーWi-Fi」設置後に係る維持管理費
- (3) 事業実施者の組織の運営に要する経費
- (4) 飲食に要する経費
- (5) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (6) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- (7) 既に設置されている設備等の修繕費
- (8) その他不相当と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数切捨て）とし、その上限額は、1補助対象施設等当たり150万円とする。

(補助事業の募集)

第8条 補助事業の募集については、「くまもとフリーWi-Fi」整備事業費補助金募集要項（以下「募集要項」という。）に定める。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 交付申請書の提出に当たっては、次の各号に定める関係書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象経費の内訳を確認できる書類（見積書等）
- (4) 対象施設等の施設図面（整備箇所・整備機器の名称等を記入したもの）
- (5) 誓約書（別記第4号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

#### （補助金の交付決定）

- 第10条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第15条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （補助事業の着手時期及び遂行）

- 第11条 補助事業の着手時期（発注、契約）は、当該補助金の交付決定日以降でなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の3月10日までに補助事業を完了しなければならない。
- 3 前項に規定する補助事業の完了とは、事業の完了及び実績報告書の提出とする。

#### （補助事業の内容等の変更）

- 第12条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業の整備箇所の変更
  - (2) 補助対象経費の30%を超える変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、次の各号に定める関係書類を添付するものとする。
  - (1) 事業変更計画書（別記第7号様式）
  - (2) 変更後収支予算書（別記第8号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更決定通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第9号様式）、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第13条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知

を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書(別記第11号様式)を提出しなければならない。

2 実績報告書の提出に当たっては、次の各号に定める関係書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施内容報告書(別記第12号様式)
- (2) 収支精算書(別記第13号様式)
- (3) 証拠書類(領収書等の写し)
- (4) 対象施設等の施設図面(整備箇所・整備機器の名称等を記入したもの)
- (5) 着工前・しゅん工後写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度3月10日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(別記第15号様式)を提出しなければならない。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第16号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産処分の制限)

第18条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管)

第19条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年10月16日から施行する。